

『交通賠償実務の最前線—公益財団法人
日弁連交通事故相談センター設立 50 周年記念出版—』
正誤表

本書第 1 刷（平成 29 年 9 月 6 日発行）～第 3 刷（平成 29 年 11 月 20 日発行）の内容に一部誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。つきましては、ご面倒でも次のとおり読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。

455 頁「(1) 改正民法の内容」「改正民法 404 条」囲み内，上から 5 行目

誤	正
法定利率は、 <u>法務省令に定めるところにより</u>	法定利率は、 <u>法務省令で定めるところにより</u>

455 頁「(1) 改正民法の内容」「改正民法 404 条」囲み内，上から 11 行目

誤	正
前項に規定する「基準割合」とは、 <u>法務省令に定めるところにより</u>	前項に規定する「基準割合」とは、 <u>法務省令で定めるところにより</u>

456 頁 上から 6～7 行目

誤	正
～これを切り捨てる（改正民法 404 条 4 項）。 なお、 <u>改正民法施行当初の最初の「基準割合」は年 3%となる（附則 15 条 2 項）。</u>	～これを切り捨てる（改正民法 404 条 4 項）。なお、 <u>法定利率が初めて変動するまでの各期における同項の適用につき附則 15 条 2 項参照。</u>

457 頁「ウ 改正民法が交通事故訴訟実務に及ぼす影響」内，上から 5 行目

誤	正
1% <u>を超えなければ</u> 利率変更にならない。	1% <u>に満たないときは</u> 利率変更にならない